

経営革新

最近よく耳にするけど『経営革新』ってなに？

< 『経営革新』とは >

『世の中の変化に取り残され、やがては会社の存続が危うくなってしまふ。』ということがないように会社の価値観や運営方法などを変えていくことです。

『改革』が今までの方法の改善や改良だとすれば、『革新』はまったく新たなものを産み出すこと、ととらえればわかりやすいでしょう。

< なぜ今、『経営革新』なのか >

日々実感されておられるように今の日本の経営環境はたいへん厳しいものです。その原因としては様々なことがあげられています。その一つに経営環境や価値観が大きく変化し、今までの方法や価値観による判断では対応しきれなくなったことにある、と言われていています。典型的な例は、問題の先送りをすれば『やがて時が解決してくれる』といった判断だ、と言えるでしょう。この考え方が有効でないのは誰の目から見ても明らかですが、自身が過去に行ってきた方法や判断を捨て去ることはなかなか難しいことです。

政・官や社会そのものを変えていく具体的な目標が『構造改革』であり、民間企業においては『経営革新』を目標に国を挙げて推進していくことになりました。

国では構造改革の一環として『中小企業経営革新支援法（略称：経革法）』という法律が施行され、個別企業それぞれの経営革新計画に対して様々な支援を行っています。

< では『経営革新支援』とは >

この法律により、都道府県知事に認定された計画は、いわば第三者のお墨付きを得た経営計画（ビジネスプラン）として評価されます。乱暴な言い方をすれば『企業の独りよがりの計画（自画自賛）ではない』ということになります。

ただしこのような第三者から評価されるような経営計画を策定し、相手に納得してもらっただけの内容を個別企業が作り上げるのはたいへんな作業です。

また、『革新』をするということは『自分の過去を否定する』ことになる場合もあり、いざ、計画を実行に移していく際に当事者だけでは困難な場面も数多く出てきます。つまり、経営革新計画の策定と承認手続きや計画実行のお手伝いをするのが『経営革新支援』というわけです。

中小企業診断協会東京支部 城東支会 がお手伝いします。

< 法律の承認を得ると受けられる公的支援制度の例 >

制度	活用
1. 出・融資、信用保証	政府系金融機関による低利融資 高度化融資 信用保証制度の特例 中小企業透視育成会社の特例 新事業開拓促進出資事業
2. 税制の優遇措置	課税の特例
3. 補助金・助成金	中小企業経営革新支援対策費補助金 雇用対策臨時措置法による賃金等の助成 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例 新規・成長分野雇用創出特別奨励金 各自治体等による助成制度

< 法律の承認を受ける計画とは >

- 以下の4類型に分類される経営革新計画を作成する。
 - 新製品の開発または生産
 - 新役務の開発または生産
 - 商品の新たな生産または販売方式の導入
 - 役務の新たな提供方式の導入その他新たな事業活動
- 『経営の相当程度の向上』を示す経営の数値目標を設定することが必要です。

具体的には付加価値額を数値目標とし、『1年3%』換算での向上を3年以上の期間にわたって確保していく目標設定です。

中小企業診断協会東京支部 城東支会 がお手伝いします。

中小企業診断士は
中小企業支援法で定められた中小企業者に対して、公的支援事業を行う唯一の
国家資格を有する民間経営コンサルタントです。

(社)中小企業診断協会は
全国17,000人の中小企業診断士が所属し、47都道府県全てに支部を設置して
います。東京支部ではエリア別に6つの支会が構成されており、このうち、城東
支会は江戸川・江東・墨田・葛飾・足立の5区を主な活動地域として様々な経営
支援活動を行なっております。

(社)中小企業診断協会・東京支部・城東支会
城東支会長 桐山 孝志

お問い合わせ・ご連絡は下記まで、お気軽にどうぞ
 地域支援部長 佐藤吉弘
 TEL & FAX 03-3877-6684 Eメール ysato@nona.dti.ne.jp